

高知県おもてなしイメージデザイン「まち・ゆうき君」 使用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、「あったか高知で待ちゆうき」をキャッチフレーズに、高知県おもてなしアクションプランを推進していくため、高知県のおもてなしをあらわしたイメージデザイン「まち・ゆうき君」の展開イメージ（以下「まち・ゆうき君」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用の届出)

第2条 「まち・ゆうき君」を使用しようとする者は、あらかじめ「まち・ゆうき君」使用届出書（以下「届出書」という。（様式第1号））を高知県観光政策課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

ただし、「まち・ゆうき君」を使用する場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体、学校及びその関係者等が業務の目的で使用するとき。
- (2) その他、課長が特に認めるとき。

2 課長は、届出書の提出があったときは、その内容を審査し「まち・ゆうき君」使用許諾書（以下「使用許諾書」という。（様式第2号））又は「まち・ゆうき君」使用不許諾書（様式第3号）により通知するものとする。

(遵守事項)

第3条 「まち・ゆうき君」を使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出書に記載した目的、方法で使用する事。
- (2) 「まち・ゆうき君」を使用する際は、定められた色、形式等を正しく使用すること。
- (3) 「まち・ゆうき君」の使用については、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに課長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等が確認できるものをもって替えることができる。
- (4) その他、課長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用差し止め)

第4条 課長は、使用が次の各号のいずれかに該当することが発覚した場合は、使用を差し止めることができる。

- (1) 使用目的及び使用方法が、「まち・ゆうき君」制定の趣旨に反すると認められるとき。
- (2) 高知県のイメージを傷つけられるおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の政党、候補者、宗教団体及び営利団体を支援または公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(5) その他、課長が「まち・ゆうき君」の使用について不相当と認めるとき。

(届出内容の変更)

第5条 届出の内容に変更が生じるときは、あらかじめ「まち・ゆうき君」使用変更届出書（様式第4号）を課長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(使用許諾の取消の届出)

第6条 使用者は、使用期限までに、「まち・ゆうき君」を使用する必要がなくなったときは、「まち・ゆうき君」使用許諾取消届（様式第5号）と使用許諾書の写し（変更があったときは変更後のもの）を課長に提出しなければならない。

(使用料)

第7条 「まち・ゆうき君」の使用料は、無料とする。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、「まち・ゆうき君」の使用について必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月9日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年4月16日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年2月15日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月18日から施行する。